

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の交付要綱の制定について

30生産第2226号

平成31年4月1日

農林水産事務次官依命通知

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い手づくり総合支援交交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱

(通則)

第1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 本交付金は、実施要綱及び卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 72 条第 1 項に基づいて行う事業（以下「交付事業」という。）に要する経費を、都道府県に交付するものとする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、下記に定める交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

Ⅰ 整備事業（実施要綱の別表 1 のⅠ産地基幹施設等支援タイプ）

Ⅱ 推進事業（実施要綱の別表 1 のⅡ先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ）

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、実施要綱第 3 の 1 のただし書の事業に要する経費は、同要綱第 3 の 1 に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げるⅠとⅡの事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副 2 部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 都道府県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外とする。

(概算払等の請求)

第11 都道府県知事は、第7による交付決定通知をもとに交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては、大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払いの請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第12 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 都道府県知事は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第11の別記様式第3号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、交付事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事

は、交付事業を完了した場合はその日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日、交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9第1項（3）の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（1）都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

（2）都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17 都道府県知事は、補助対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その

効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 18 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認については、第 17 第 2 項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第 19 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第 20 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第 21 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第 9 から第 20 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、強い農業づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8261 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 平成 30 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第 3、第 4 及び第 10 関係）

区 分	経 費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
農業・食品産業 強化対策整備 交付金				
I 整備事業	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 実施要綱に基づいて行う 事業に要する経費 (2) 食品流通の合理化 実施要綱及び卸売市場法 第 72 条第 1 項に基づいて行 う事業に要する経費 2 附帯事務費 1 の経費に係る事業の実施に 関し、事業実施計画の承認及び 事業の推進に必要な事務並びに 指導監督及び調査検討を行うの に要する経費	定額、定額（6/10、11/20、1/2、4/10、1/3、1/4、1/5 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところ（実施要綱第 3 の 2 のただし書の規定に基づく緊急の事業については、生産局長等が別に定めるところ）によるものとする。 定額（4/10、1/3 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところ（実施要綱第 3 の 2 のただし書の規定に基づく緊急の事業については、生産局長等が別に定めるところ）によるものとする。 定額（1/2 以内）	卸売市場法第 72 条第 1 項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

農業・食品産業 強化対策推進 交付金				
Ⅱ 推進事業	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業 に要する経費	定額、3/10、1/2 以内	経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における経費の 増減	事業の廃止
	2 附帯事務費 (1) 都道府県が 1 の経費に係 る事業の実施に関し、事業 実施計画の承認及び事業の 推進に必要な事務並びに指 導監督及び調査検討を行う のに要する経費 (2) 市町村が 1 の経費に係る 事業の実施に関し、指導監督 等を行うのに要する経費を 都道府県が交付する場合に おける当該交付に要する経 費	1/2 以内		